

発電実績の公開に関する 一般送配電事業者の対応について

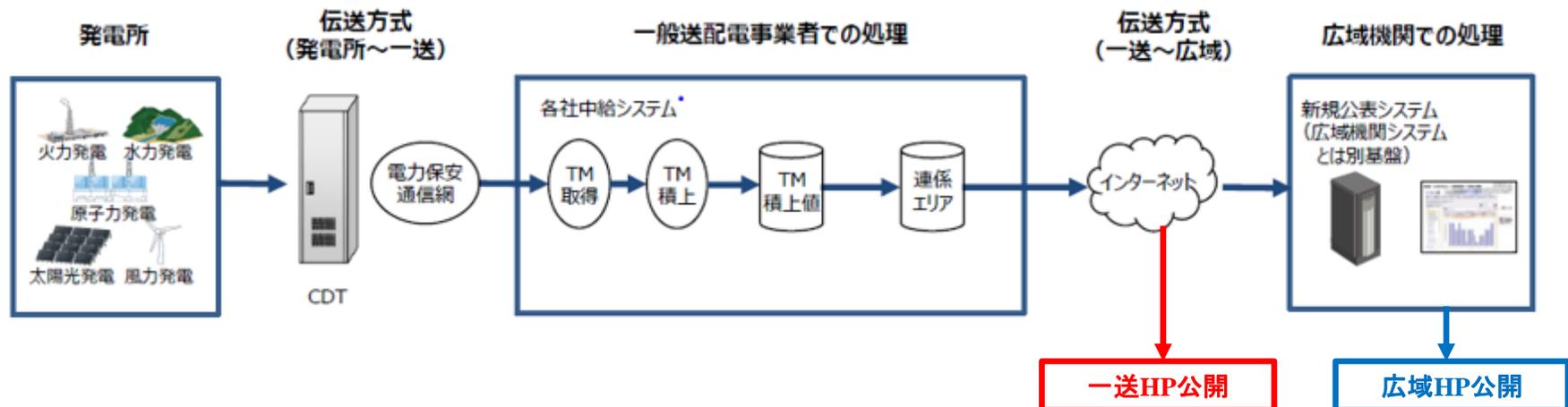
2023年5月22日
送配電網協議会

- 第73回制度設計専門会合(令和4年5月31日)にて、卸電力市場の透明性向上等を目的とし、HJKS登録対象である**認可出力10万kW以上のユニットを対象に、ユニット毎・30分毎の発電実績を実需給5日以内に公開**すること。また、情報の集積・公開にあたっては、**発電事業者が情報を提供し、エリアの一般送配電事業者が集積・加工**して、一覧性を確保する観点から、**広域機関が一般に公開**することが整理された。
- 一般送配電事業者から広域機関殿へのデータ連携はインターネットを介して行うが、詳細検討において、行為規制の観点※を踏まえ、**一般送配電事業者のHPにおいて公開したうえで連携**することとした。

※行為規制の観点：大宗の一送が親会社の情報公開用サーバーを利用するため、非公開情報を引き渡す場合、「非公開情報の管理の用に供するシステム」の要件に抵触する可能性

(システム構成のイメージ)

第73回 制度設計専門会合 資料5
一部改変



➤ 各一般送配電事業者、および広域機関殿において、今後、システムの設計および構築を開始し、構築できた一送から対向試験を順次実施し、**2024年3月中に公開開始する予定。**

年月	2023年										2024年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
各一送	システム設計、構築								システム対向試験				
広域機関	システム設計、構築												



公開